

令和3年3月19日

保護者の皆様へ

流山市長 井崎 義治  
( 公 印 省 略 )

緊急事態宣言解除後の市内認可保育施設の対応について

本市では、令和2年12月24日から令和3年3月21日まで登園自粛への協力を要請し、皆様のご理解、ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

今般、千葉県において宣言が解除されたこと等の状況を踏まえ、令和3年3月22日以降の対応を下記のとおりとしましたのでお知らせします。

記

1 登園自粛要請解除日について

令和3年3月21日(日) ※緊急事態宣言終結日と同日

2 保育料について

保育料の日割り計算は令和3年3月19日(金)まで

※令和3年3月22日(月)以降に登園自粛を継続しても、保育料の還付はございませんのでご注意ください。

3 保育の必要性の認定について

登園自粛要請期間中に下記(1)又は(2)に該当する方のうち、家庭保育にご協力いただいた方については、下記期間に限り認定期間の延長を認める(退園を求めない)こととします。

(1) 育児休業から復職予定の方：令和3年5月1日までに復職

(2) 求職活動期間中の方：令和3年5月末までに就労

4 登園に際しての注意事項

登園自粛要請の解除後も、引き続き次の事項にご注意ください。

- ・ 保育所等ではコロナウイルス感染防止対策として、引き続き手洗いの徹底や、保育室の使い方、遊び方を工夫し、園内やおもちゃの消毒を実施します。
- ・ 保育所等では園児の安全を守る最大限の努力をしますが、保育所等は、抵抗力の弱い低年齢のお子さまの集団生活の場であるため、完全にリスクを回避することはできません。

- ・登園前には、家庭での健康観察を確実にを行い、園児又は家族が体調不良等の場合は登園をお控えください。
- ・感染予防には、手洗い等の徹底と十分な休息が必要です。登園自粛要請は解除となりますが、家庭での保育が可能な場合や、お仕事が早く終わった時は、早めのお迎え等皆様のご協力をお願いします。
- ・園児又は家族がPCR検査等を受けることとなった際は、必ず通園先施設にご連絡をお願いします。

## 5 行事等について

行事の実施については、感染防止対策が十分に講じられるかをよく検討した上で、各保育所等の判断により延期、中止となる場合があります。

## 6 送迎保育ステーション事業について

流山市送迎保育ステーション運営休止基準に基づき最終的な判断を行います。現時点では令和3年3月26日(金)から事業を再開予定です。再開後、感染拡大防止の観点から、バス車内の消毒、換気等を徹底して行いますが、バス車内が密になることを防ぐために、送迎についてご調整が可能な方におかれましては、なるべく送迎保育ステーションの利用を控えていただきますよう、引き続きご協力をお願いします。

## 7 その他

新型コロナウイルス感染症対策に係る保育所等の対応については、市ホームページに最新情報を随時掲載いたしますので、ご確認ください。



### 【問い合わせ先】

〒270-0192 流山市平和台1-1-1  
流山市子ども家庭部保育課  
電話：04-7150-6124(直通)